

平成28年（2016年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成28年6月7日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年6月7日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

（うち早退議員）

12番 東 篤布

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	竹 内 康 雄
会 計 管 理 者	玉 津 武 幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上 野 和 彦	危機管理課長	水 谷 法 夫
企 画 課 長	中 場 幹	税 務 課 長	中 村 吉 伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀 俊
環境管理課長	玉 本 真 也	農林水産課長	武 岡 芳 樹
商工観光課長	石 倉 充 能	建 設 課 長	植 地 俊 文
水 道 課 長	久 保 建 作	海山総合支所長	玉 津 裕 一
教 育 長	村 島 赳 郎	学校教育課長	宮 本 忠 宜
生涯学習課長	宮 原 俊 也	監 査 委 員	松 永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊 明	書 記	奥 村 能 行
書 記	奥 川 賀 夫	書 記	上 野 隆 志

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

7 番 近澤チヅル 8 番 入江康仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから、平成28年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

瀧本攻議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名でありまして、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承ください。

なお、今期定例会においては、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を事務局長に朗読させます。

脇事務局長。

脇俊明議会事務局長

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読させていただきます。

平成28年6月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、6月7日、火曜日、9時30分、本会議、開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問受付締切は、午後5時までとなります。

第2日、6月8日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、6月9日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、6月10日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、6月11日、土曜日、休会、休日。

第6日、6月12日、日曜日、休会、休日。

第7日、6月13日、月曜日、休会、常任委員会予備日。

第8日、6月14日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第9日、6月15日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第10日、6月16日、木曜日 9時30分、本会議、一般質問。
第11日、6月17日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会
でございます。

続きまして、議事日程を朗読させていただきます。

平成28年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月9日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 議案第33号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 報告第2号 平成27年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第12 | 報告第3号 平成27年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について |
| 日程第13 | 報告第4号 専決処分の報告について |
| 日程第14 | 報告第5号 専決処分の報告について |

以上でございます。

瀧本攻議長

これより、議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7 番 近澤チヅル君

8 番 入江 康仁君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

瀧本攻議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月 7 日から 6 月 17 日までの 11 日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 6 月 7 日から 6 月 17 日までの 11 日間とすることに決定しました。

日程第 3

瀧本攻議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 6 月 2 日に議会運営委員会が開催され、6 月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認等について、ご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会においては、受理した案件は、議案については第 33 号から第 38 号までの 6 件でございます。報告案件は 4 件の合計 10 件となっております。

なお、要望書については、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

次に、6月定例会における一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。通告書の受付についてであります。本日の午前8時30分から受付を開始し、締切は午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いします。

質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査については、普通会計の平成27年度、2月・3月・4月分と、平成28年度の4月分、水道事業会計の平成27年度2月・3月分と、平成28年度4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。7月5日、火曜日、午前10時から紀北消防組合議会の開催。

7月8日、金曜日は、午前10時から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けておりますので、組合議会議員におかれましては、出席をくださるようお願いを申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の北村博司氏が、議会の使命達成に向けた献身的な努力を重ね、紀北町の均衡ある発展と一体感の醸成のために尽力し、町政の発展と公共の福祉の向上に献身的に努力されたことにより、旭日雙光章を受けられましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定による、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他の関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可すること

といたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催を要請させていただきましたところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本議会定例会にあたりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、損害賠償等請求事件についてでございます。平成20年1月17日に提訴されました、損害賠償等請求事件につきましては、最高裁判所へ一審原告、被告双方が上告しておりましたが、平成28年4月26日付けで、双方の上告が棄却となり、二審である名古屋高等裁判所の判決が確定をいたしました。

判決は、一審原告に対しまして、3,908万8,500円及びこれに対する平成7年5月31日から支払済みまで、年5分の割合による金員を支払えという内容でございました。これを受けまして、損害賠償額と遅延利息あわせて7,996万546円を、津地方法務局熊野支局に供託をいたしました。巨額の逸失利益は根拠がないという町の主張は認められましたが、実損害として相手側の主張が一部認められたことは残念でございます。

しかしながら、前訴の産廃訴訟を含めると、実に約20年あまりの長い間、町にとって大きな懸案事項であった裁判が終結をいたしました。この間、議員の皆様方をはじめ町民の皆様方には、長きにわたりさまざまなご心配やご心労をおかけしたところでございます。皆様方のご理解、ご協力、誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。

今後も町政を適切に推進していく所存でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、伊勢志摩サミットにおける、尾鷲ヒノキ材の使用等についてでございます。伊勢志摩サミットにつきましては、去る5月26日、27日の2日間にわたり開催されまして、無事に閉会したところでございますが、議員の皆様方にも資料提供させていただいたとおり、首脳会議用テーブル、椅子をはじめランチ、ディナー用テーブルに尾鷲ヒノキ材を採用していただきました。首脳をはじめ関係者の皆様方からは、木目の美しさ、肌触りの良さなど称赞の言葉をいただいたとお聞きしているところでございます。尾鷲ヒノキ材の情報発信ができたのではないかと考えているところでございます。

そのほかにも、シェルパ用の机、配偶者プログラムのテーブルセット、メディアセンターでは内装材の一部や展示用のひのき舞台、小物関係では会議用三角プレート、ペン皿、コースターなどあわせて1,000万円を超える受注につながったとお聞きしているところでございます。また、尾鷲ヒノキ材以外にも町内で生産されたトマトジュースが採用されました。今後はサミットで使用された町内製品の知名度を活用し、国内外への販売などを通じ、地域の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

続きまして、平成27年度会計別決算の状況についてでございます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

この度、平成27年度における各会計別の決算額及び繰越額が決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が101億1,380万8,598円、歳出決算額が、94億7,912万607円、差引6億3,468万7,991円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源7,255万3,900円を差し引いた実質収支は5億6,213万4,091円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が787万8,803円、介護サービス事業特別会計の繰越額は897万5,162円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は1,927万4,175円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が1億8,635万445円で、このうち消費税相当額の1,142万9,674円を差し引いた純利益は1億7,492万771円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が1億7,949万2,746円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

以上を、ご報告をいたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

瀧本攻議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5～日程第10

瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第5 議案第33号から、日程第10 議案第38号までの6件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案6件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から、一括して提案の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第33号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例であります。地域自治区の廃止による分掌事務の見直し等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例であります。子ども・子育て支援法施行令の一部改正による、紀北町立幼稚園の一時預かり保育料の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてであります。小型動力

ポンプ付積載車の購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ702万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,092万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、6件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

瀧本攻議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第33号についての内容の説明を求めます。

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第33号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第33号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例

紀北町行政組織条例（平成17年紀北町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地域自治区の廃止による分掌事務の見直し等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

2ページは改正文であります。

改正内容につきましては、3ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

左が新条例、右が旧条例となっています。

第2条 見出しにつきましては、本文で使用しています分掌事務という表現にあわせる

ための改正であります。

次に、同条の総務課の項中、第11項、地域自治区に関することを削除するものでございます。

今回の改正は、本年3月に地域自治区が廃止されましたが、その残務につきましても、概ね終了したことから、今回、改正をするものであります。

附則によりまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第34号の内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

この度の改正内容でございますが、主な内容といたしましては、国民健康保険料の軽減措置の拡充、国民健康保険料の賦課限度額の見直しでございます。

順番にご説明させていただきます。

まず、国民健康保険料の軽減措置の拡充についてでございますが、内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を、26万円から26万5,000円に変更するとともに、2割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を、47万円から48万円に変更するものでございます。

なお、国民健康保険料の算定につきましては、紀北町は4方式をとっておりまして、所得割、資産割、均等割、平等割の合計により、各世帯の保険料を決定しております。

その保険料の算定において、所得の低い世帯については、均等割、平等割に対し、所得に応じて7割、5割、2割の軽減をしており、今回の改正は軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減に対しての措置であります。

5ページは改正文でございますが、第1条の下から2行目、1行目が本案の改正内容となります。

この改正は、附則第1項前段のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するもので、附則第2項につきましては、経過措置を定めたものでございます。

改正条文につきましては、6ページの新旧対照表、第34条の下線のとおりでございます。

次に、国民健康保険料賦課限度額の見直しについてでございますが、内容につきましては、保険料のうち、基礎賦課額、これは医療分になりますが、これに係る賦課限度額を52万円から54万円に。

後期高齢者支援金等賦課額、これは後期支援分になりますが、これに係る賦課限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。

なお、過誤納付金、賦課額、これは介護分になりますが、これに係る賦課限度額につきましては、16万円のまま変更なしでございます。

5ページの第2条が本案の改正内容となります。

賦課限度額の改正につきましては、本町のこれまでの改正経緯や周知期間を考慮いたしまして、前回と同様に施行年月日につきましては、附則第1項のただし書きのとおり、1年後の平成29年4月1日からの施行としております。

5ページの附則第3項におきましても、先ほどと同様に、保険料における賦課限度額の経過措置につきましては、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例によるとしております。

本案の改正条文につきましては、7ページ、8ページの新旧対照表、第22条の12、第34条の下線部分のとおりでございます。

以上で、議案第34号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第35号の内容説明を求めます。

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

それでは、議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書9ページをお願いします。

議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例

紀北町立幼稚園一時預かり保育条例（平成27年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年6月7日提出

紀北町長 尾上 壽一

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正による紀北町立幼稚園の一時預かり保育料の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

内容といたしましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、子育て支援の一環として、紀北町立幼稚園の一時預かり保育料のうち、第2子に該当する園児の年齢制限を一部撤廃することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

10ページから12ページにつきましては、改正文でございます。

詳細につきましては、13ページから15ページまでの新旧対照表でご説明させていただきます。

13ページをお願いします。

右が旧条例、左が新条例となっております。

第5条第1項中、旧条例の別表第1及び別表第2を新条例の別表に改め、旧条例の同項、ただし、第3子以降の園児に係る預かり保育料は、無料とするを削除します。

さらに旧条例の別表第1と15ページにあります、旧条例の別表第2をあわせて、新条例別表に改めるものでございます。

内容といたしましては、これまで園児の属する世帯の区分を、第1、第2、第3階層に分けておりましたものを、第1、第2、第3、第4階層の区分に改正しましたもので、第1階層の生活保護世帯等と第2階層の前年度分の町民税非課税世帯は無料となっております。

次に、第3階層の町民税所得割課税額7万7,100円以下の世帯につきましては、第1子

は基準額の300円、第2子につきましては、保護者と生計が同一の子どもであれば、年齢に関わらず第2子を半額とする、多子軽減の対象となりますことから、下段、括弧書きの半額150円となります。

また、第3階層の一人親世帯等に該当する世帯につきましては、第1子が半額の150円となり、第2子につきましては、下段括弧書きの無料となります。さらに、第4階層の町民税所得割課税7万7,101円以上の世帯につきましては、第1子が300円、第2子につきましては、保護者と同一世帯の小学校3年生を上限に、第2子を半額とするため下段の括弧書きの150円となります。

なお、第3子以降につきましては、引き続き無料となり、このことにつきましては、備考の第5項及び第6項に規定しております。

以上のように、幼稚園における一時預かり保育料について改正するものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

瀧本攻議長

次に、議案第36号の内容説明を求めます。

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

それでは、議案第36号について、ご説明させていただきます。

議案書16ページをご覧ください。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年6月7日提出

紀北町長 尾上 壽一

17ページをお願いいたします。

専決第2号

専決処分書

紀北町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月31日

紀北町長 尾上壽一

改正の主な内容につきまして、説明させていただきます。

今回の改正は、主に固定資産税の省エネ改修を行った住宅に係る減額措置と、課税標準の特例割合等を定めるものであります。

なお、説明にあたりましては、法令等の引用や条項等の削除による、単に条文番号等の繰上等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください承賜いたしますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

22ページをご覧ください。

第56条から、23ページ上段、第59条につきましては、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律改正に伴う規定の整備でございます。

続きまして、25ページ中段から、26ページをお願いいたします。

附則第10条の2、法附則第10条第2項第1号の条例で定める割合につきましては、公共下水道除外施設、津波対策用に供する償却資産、再生可能エネルギー発電設備、認定優良事業者が取得した公共施設の課税標準の特例割合を定めるものであります。

次に、下段から27ページをお願いいたします。

附則10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積並びに工事費の要件の見直しを行い、2年間延長する改正でございます。

続きまして、28ページから29ページをお願いいたします。

第2条関係を説明させていただきます。平成28年3月議会において、ご審議いただきました税条例等の一部改正につきまして、地方税法の改正に伴い必要な条文整備を行いました。内容につきましては、町たばこ税の経過措置について、手持品課税における申告や納付などの手続きに係る規定の整備でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第37号の内容の説明を求めます。

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

それでは、議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について、ご説明いたします。

議案書の30ページをお願いします。

議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

下記のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 小型動力ポンプ付積載車2台購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 894万2,400円 |
| 4 契約の相手方 | 三重県津市島崎町137番地122
株式会社 モリタ東海
代表取締役 斉藤香一 |

平成28年6月7日提出

紀北町長 尾上 壽一

提案理由

紀北町消防団紀伊長島方面隊第1分団海野詰所及び海山方面第4分団白浦東車庫に配備する小型動力ポンプ付積載車の買い替えに伴い、備品購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

31ページ、資料1をご覧ください。

本事業は、平成28年度小型動力ポンプ付積載車整備事業で、電源立地地域対策交付金を活用した事業であります。

購入費に関しましては、契約金額が894万2,400円であります。

この契約金額は、物品価格の828万円に8%の消費税66万2,400円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により3社の参加があり、最低価格を提示した株式会社モリタ東海が落札いたしました。

予定価格の943万3,692円に対する落札率は、94.8%であります。

次に、購入物品の概要であります、購入数量等につきましては、ベースとなる車両はスズキの4WDトラックタイプ2台であります。積載する小型動力ポンプは、シバウラのB-3級2台、その他消防車両としての艀装一式であります。

内訳であります、シャーシ等につきましては、4WD、ガソリンエンジンで排気量は658cc、5速ミッションで、乗車定員は4名であります。

小型動力ポンプにつきましては、シバウラFF400で、ポンプの級別はB-3級、2気筒2ストローク水冷式で、検定出力は32kw、電子制御燃料噴射式のオイルレス真空ポンプであります。艀装・取付品等は、主なものといたしまして、レール引き出し式の小型動力ポンプ積載装置を備え、車体等の色はメーカー塗装の消防色で、錆止め処理を行い、ホース格納棚、赤色回転灯を設置し、電子サイレン、仕様書に記載の取付装置及び取付品、付属品を一式取り付けたものとなります。

納入期限につきましては、平成29年1月31日であります。

32ページをお願いいたします。

32ページにつきましては、参考資料であります。この図面は、小型動力ポンプ付積載車の正面、真上、後方、左右、両側面の5つの方向からの立面図と、主な艀装及び付属品の設置予定等を示したイメージ図でございます。

番号の1番から34番はその艀装、付属品等の設置予定位置を示しております。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、議案第38号の内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ702万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,092万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月7日提出

紀北町長 尾上 壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第8目・教育費補助金は、200万1,000円を増額し、595万1,000円とするものでございますが、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金200万1,000円を増額で、中学校の生徒への地域未来塾などの取り組みによる学習支援について、ICT機器を活用し一層の促進を図るため、これらの機器等の整備に充当するものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は242万1,000円を増額し、4,472万1,000円とするものでございますが、三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙執行委託金242万1,000円を増額で、三重海区漁業調整委員会委員の補欠選挙に充当するものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は120万円を増額し、6億2,592万8,000円とするものでございますが、今回の補正の所要財源とするため財政調整基金より繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第5項及び第6目の雑入は140万円を増額し、4,529万2,000円とするものでございますが、コミュニティ助成事業助成金140万円の増額で、社会教育費の文化振興事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第2款・総務費、第4項・選挙費、第11目・海区漁業調整委員選挙費は242万1,000円を増額し、484万2,000円とするものでございますが、三重海区漁業調整委員会委員の辞職により欠員が生じたことから、補欠選挙執行のための増額を行うものでございます。

9ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費は、200万1,000円を増額し、1,494万6,000円とするものでございますが、学校・家庭・地域の連携協力推進事業において、地域と学校が連携共同して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくた

めの学習支援を推進する、地域未来塾などの取り組みについて、ＩＣＴ機器を活用し、中学生への学習支援を一層促進するため、ソフトウェアを含む機器等の整備を行うものでございます。

第４目・奨学費は120万円を増額し、864万2,000円とするものでございますが、大学生の新規貸与希望者が予定数を上回ったため、奨学金貸与金の増額を行うものでございます。

10ページをご覧ください。

第５項・社会教育費、第１目・社会教育総務費は、140万円を増額し、１億4,310万2,000円とするものでございますが、コミュニティ助成事業助成金により便ノ山神楽舞保存会への獅子頭の補修などの費用を助成するものでございます。

11ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙に伴う報酬、職員手当等の増額によるものであります。１の特別職につきましては、その他の特別職の人数が44名増加し、補正後が1,110名に、同じくその他の特別職の報酬額が91万6,000円の増額となり、補正後の合計額は１億4,799万2,000円となる見込みでございます。

12ページをご覧ください。

２の一般職につきましては、時間外勤務手当67万6,000円、管理職特別勤務手当９万6,000円の増により職員手当が77万2,000円の増額となり、補正後の合計額は11億9,426万6,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これから、各議案に対する質疑に入ります。

質疑の回数は、議長が宣告した議題について３回以内となっております。

委員会で審査は十分できますので、自分の所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

日程第 5

瀧本攻議長

日程第 5 議案第33号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

8 番 入江康仁君。

8 番 入江康仁議員

あのですね、この条例の改正のですね、ちょっと聞きたいのは、この条例は公布の日から施行すると、議会で議決したらなるわな。その全体的なところで、ちょっと大まかなところでですね、次の34号、35号、36号に関してね、ちょっとお尋ねしたいんですわ、その関連で。この条例は公布の日から施行し、34号ですね、これは上位法令の関係やと思うんですけど、そして、平成28年4月1日適用するということなんですけど、これ。34号も、35号も、36号もね。これは遡及適用にはならないんですか、このあれで。そののところ。それで、条例がいつ改正になったかということを、ちょっとまた教えていただきたいんです。

瀧本攻議長

入江議員に申し上げます。35号、36号は、また次の案件がございますので、確かに条例はですね、9月1日のもあるし、この4月1日のもありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

8 番 入江康仁議員

私は、質問、あとあと質問するために、今、確認をとっとるわけですよ。

瀧本攻議長

35号は35号でしてください。

8 番 入江康仁議員

いや関連。

瀧本攻議長

関連というよりも、35号おかしいんじゃないですかと。34号を今、質疑していますので、33号ですか、33号の紀北町組織の一部改正するをしてますので、34号でしていただきたいと思います。

8 番 入江康仁議員

はい、わかりました。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

答弁されますか。

8 番 入江康仁議員

いやいや、今の議長の見解やったら、33号はええんさ、公布したその日からやで、何も問題ない。

瀧本攻議長

そうしたら33号に対する。

8 番 入江康仁議員

それを35号も経由しておかしいというのは、次にしてくれって。

瀧本攻議長

33号は問題ないわけね。わかりました。

8 番 入江康仁議員

そうでしょう。答弁、求められん。何も問題ないんやから。

瀧本攻議長

それでは、ここで15分、休憩いたします。

10時35分から開会いたします。

(午前 10時 22分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午前 10時 35分)

瀧本攻議長

議案第33号については、以上で質疑を終わります。

日程第 6

瀧本攻議長

日程第 6 議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

8 番 入江康仁君。

8 番 入江康仁議員

先ほどの関連なんですけどもね、この 1 点は、この国民健康保険法が上位法令である、国民健康保険ですね、法がいつ改正になったのか。それが改正になったあとで、この 4 月 1 日までということは、遡及適用にならないかということの質問なんですけど、そこをよろしくご答弁お願いします。

瀧本攻議長

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

国民健康保険法施行令の改正はですね、平成28年 1 月29日に公布されております。条例改正にあたりましては、国民健康保険運営協議会にお諮りしまして、議会に上程しております。運用面としましては、保険料が確定するのが、7 月の本算定に間に合えば問題ないということから、例年 6 月議会に上程させていただいております。

それで、4 月 1 日からの支給部分に関しましてですが、これにつきましては、保険料の軽減の所得基準の拡大ということでございますので、これは被保険者にとりましては有利なことでありますので、そのようにさせていただいて、賦課限度額いわゆる保険料の上限額を決める部分につきましては、これは保険料が上がることでありますので、こちらにつきましては、29年 4 月 1 日からということで、例年 1 年遅らせて適用させておるということでございます。

以上です。

瀧本攻議長

入江康仁君

8 番 入江康仁議員

この条例だけではないんだけどね、今のような遡及適用にあたるということは、国民に対してプラスになる、優位になることだったら、遡及適用も認められるということで、理解してよろしいんですね。

そして、もう1点はこの1月29日に一応、改正で、なんで3月の議会に出なかったのかなという疑問もあるんですけど、そこはどうですか。

瀧本攻議長

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

先ほどご説明しましたように、国民健康保険のですね、運営協議会にお諮りしてということが、まずあるんですけども、例年ですね、3月ぐらいにいろいろこの国保の保険料に関しての改正というのがございますんで、そういったことも考慮しましてですね、5月に運営協議会を開催させていただいて、そこで了解いただいたのを上程させていただいたという次第でございます。

以上です。

瀧本攻議長

よろしいですか。

ほかに質疑されるはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第7

瀧本攻議長

日程第7 議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 8

瀧本攻議長

日程第 8 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7 番 近澤チヅル君。

7 番 近澤チヅル議員

先ほどですね、地方自治法の改正により、当町に影響のある部分についてということで、ほかの部分もあるけれども、特に影響のあるところという説明でございました。固定資産税の減額の補助の部分が変わったのだと思いますが、具体的に、詳しくどれほど申請することによって、固定資産税が減額されるのか、具体的な説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

中村吉伸税務課長。

中村吉伸税務課長

平成 20 年度の税制改正により既存家屋の省エネ改修の促進を図るため、住宅に対する固定資産税の減額措置の法が設けられました。要件のほうとしましては、工事費がまず 50 万円、それで、工事内容のほうにつきましては、窓の断熱工事の改修、これが必須条件であります。そのほかに床、天井、壁等の断熱工事を行った場合、それについて固定資産税を 1 年間限り 3 分の 1 減額するという改正の内容であります。

以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7 番 近澤チヅル議員

詳しく、わかりました。これはですね、申告、条件が満たされておったら、必ず申告すべきものなのか。それとも、申告はその納税者の方の自由なものなのか、お聞きいたします。

瀧本攻議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

減額を受ける手続きのほうにつきましてですけど、関係書類の提出のほうがあります。1つは、熱損失防止改修工事証明書、こちらのほうが必須条件になりまして、そのほかに工事が完了した書類が、完了日がわかる書類、そのほかもう1つ、国の補助金などが、もらったら内容が確認できる書類、そちらのほうがありましたら、減額の対象となります。以上でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

対象という説明だったんですけど、私、その対象者の人でもですね、必ず申告しなくてはいけないものなのかどうか。減額というと、得するような気がするんですけども、高齢化のこの地方ですし、今回は適用はあるけれども、しなくても済むものなのか、本人が得するかどうかのところ、負担が軽くなるか、重くなるかの判断は、申告者の方によって違うと思うんですけども、その申告の自由というところは、どうなのか、最後にお伺いします。

瀧本攻議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

申告してもらったら、固定資産税が1年間限り3分の1の軽減のほうになります。だから、そういった要件に該当する場合のほうにつきましては、申告してもらったほうがお得、得になるということになると思います。以上でございます。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第 9

瀧本攻議長

日程第 9 議案第 37 号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10 番 玉津充君。

10 番 玉津充議員

この買い換えなんですけど、買い換えによってですね、機能とか能力、これは旧と比べて新はどのように向上するんでしょうか。

もう 1 つ、旧の車両はどうなるんでしょうか。

そして、最後に、納入期限が 1 月 31 日になっているんですが、このようなことは急いだほうが住民のために役に立つと思うんですが、納期面でこの 1 月 31 日というのは妥当なんでしょうか。

以上、お願いします。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

すいません。ただいまの質問にお答えいたします。

まずは今回、購入することによりまして、機能が向上するかということなんですけど、小型動力付ポンプ車につきましては、ただいま更新につきましては、12 年から 15 年経過したものを、更新計画を立てまして、更新してございます。

ポンプの機能につきましては、B 3 級という、同等のポンプとなっておりまして、今回、新しいものになりますので、機能は同等なんですけど、新しいものに買い換えて、向上することとなります。

すいません。古い車につきましては、今回、更新することによりまして、廃車となります。

納入期限につきましては、今回、更新するポンプ車につきましては、車検の期限のほうも残ってございまして、また、艀装が必要になりますので、納期限につきましては、1月31日とさせていただきます。

以上です。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

機能だとか能力は、物が新しくなるだけで、まったく旧品と同等ということですね。そういうふうに、今、聞きました。間違いなければ、そういうことだと思うんですが、それから、旧車の、いわゆる廃車にするということですね。通常だと、通常の我々の車の乗り換えとか、そういうことになりますと、それが下取りやとかですね、いろんなこととか、例えば、使える動力は、ほかのですね、消防のものに使えるとかいうふうなことを検討した上で、廃車もしくは廃品にするんだと思うんですが、その辺は検討されたんでしょうか。

それから、ちょっと車検の話、よくわからんですけど、新しく買うのに、なんで車検が、納期と車検が絡むのか、その辺がちょっとよく理解できません。

以上です。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

すいません、説明が申し訳ありませんでした。機能につきましては、ポンプにつきましては、性能が同等のものと更新することになります。

あとは旧車の廃車、下取り等につきましては、申し訳ありませんが、今回につきましては検討はしてございませんでした。以後、検討するようにいたします。

車検の話なんです、車検が残っておりますので、今のポンプ車もまだ使用可能ということで、ごめんなさい、車検の話をいたしました。

以上です。

瀧本攻議長

車検がね、聞いとんのは、極端にいうたら1月29日まであるのかということです。実際にかかるわけでしょう。そのことを言っとるわけです。

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

車検につきましては、更新するまでは2台とも有効期限がございます。

瀧本攻議長

よろしいですか、最後やもんで、玉津充君。

10番 玉津充議員

最後で結構ですよ。旧車の廃車の件なんですけど、車並びに部品について、再利用できないかとかということは、今後、検討しますという回答だったですね。だけど、現在まだこの車はあるんだし、納車されるのが、1月31日だから、今回から検討すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。そうすべきだと、私は思います。

それから、3つ目の車検時期、私が聞いとったのは、この旧車の車検時期じゃなくって、買い換えるんだからですね、住民のいわゆる防災の観点から見れば、いっそ買い換えるのなら早いほうが、より安心できるということになるんで、その点のいわゆる納期ですね、縮まるのであれば、早めたほうがいいんじゃないですかということと言いたかったわけです。

最後ですので、その2つの回答をお願いします。

瀧本攻議長

挙手してください。

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

すいません。まず、車の購入の時期につきましては、今回、こちらの購入事業につきましては、交付金のほうを活用させていただきまして、購入することとなっております。まず申請をいたしまして、それから、入札行為にかかれるということになっておりまして、入札につきましては、5月になっております。

また、艀装等の関係で、どうしても納期に8カ月ほどかかりますので、納期限のほうを最短の1月31日ということで設定させていただきまして、入札のほうをさせていただいております。

また、再利用につきましては、今回の車のほうから検討いたしまして、再利用できるも

のは再利用することといたします。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

1 番 大西瑞香君。

1 番 大西瑞香議員

前議員と同じ質問でして、あと 1 つ付け加えさせていただきますと、下取りをする場合ですと、この入札価格に下取り金額を含めた金額になるんですか。ちょっとその点、確認させていただきたいと思います。今回はなしということ言われてますけれども。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

今回の入札につきましては、先ほど申しましたとおり下取りのほうは含めてございません。また、下取りにつきましては、また、入札方法等を勉強させていただいて、また、検討いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

瀧本攻議長

いいですか。

7 番 近澤チヅル君。

7 番 近澤チヅル議員

先ほどの説明で、一般競争入札の 3 社というお話でした。今回、毎年のように、小型動力ポンプを買い換えているんですけれども、3 社の入札告示によりますと、特殊車両とか、消防関係とかと書いてあるんですけれども、そういうような業者は、町内の経済の循環という面からも、紀北町内にはそういう業者さんは、いらっしゃらないのか。この 3 社の中に町内の業者の方が含まれているのかどうか、お尋ねいたします。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

今回の入札につきましては、紀北町入札参加資格名簿の中分類の特殊車両、品目、消防車に登録されております業者で、一般競争入札のほうをさせていただいております。その

うち参加申込がございましたのが、紀北町以外の県内の３業者が、申込みがございました。また、こちらの消防車に登録しております紀北町内の事業者もございますが、今回の申込みはございませんでした。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

特殊な車ですので、町内の参加者はなかったということなのですが、今回だけなのか、過去、毎年のようにされているわけで、町内の方はいつも参加されないのか。そして、もう１点、県内、その一般競争入札の中で、県内の業者ということになっているんだと思うんですけども、その点の確認だけお願いします。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

消防車両の入札につきましては、ここ近年は町内の参加がございません。また、入札参加資格なんですけど、県内に限らず紀北町の入札参加資格者名簿の消防車に登録されている方ということで、一般競争入札のほうを実施しております。

以上です。

瀧本攻議長

いいですか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

町内の方も、資格のある方はおられるけれども、入札には参加されないということなんですけれども、こちらは入札の方には通知を出すほうなんですけれども、行政のほうはですね、理由とか、そういうのは大雑把に、やはり大きいところにはかなわない、特殊な車両なので、価格的にかなわないと業者の方が判断されているのかどうか、紀北町としてはどのように判断されておられるのか、お伺いします。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

今の入札につきましては、一般競争入札で行っておりまして、できれば参加していただくのが一番よろしいかと思うんですが、ちょっと参加の意思がまだ示されておりませんので、ちょっと町からといたしまして、ちょっと業者の方がどういった形で、参加されないかということは、お答えいたしかねますので、すいません。ご理解よろしく願いいたします。

以上です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

8 番 入江康仁君。

8 番 入江康仁議員

課長、簡単に皆さんの意見、質問の中で、総合的にね、要はポンプ車を購入するにあたっては、先ほど制度的なもんを使ってやるということの入札になっているわけですが、この消防車というのは特殊機種でありますよね。その中で、皆さんが言われとるのは、その一般業者の中に、町内業者がいないかということなんですけど、当然この特殊なもんでね、このあれは町内業者には、私から見たらいいと思います。

要はここにも使用目的で書いておるように、一応、シャーシということは、車の軽四の1台、後ろの荷台がない状態の車種の上へ向いて、この小型ポンプとか、艀装したり、いろいろなもんを取り付けるわけですね。それに対して、そういう特殊なところをつくる工場との連携をもっとる業者しか、特殊な業者しかできないんですよ、実際ね。

これは兵庫県の三田市にあって、消防、特殊な大きなもんから、小さなもんまで、つくっているとこもあります。そういうとこの取引しとるとこしかできないということで、理解していいんですね。

それと、先ほど性能的なことなんですけど、当然やはり僕らもいろいろな経験上、つきあっているとことすると、15年経っていると、もうその都度どんどん、どんどん技術的には向上しとるわけですね。だから、15年経った、今の時点の最高の技術を持った消防車と理解させていただいていいのかなと思うんですね。

それと、もう1点は、新しいものを入札するわけですから、当然この下取りとか、そういうもんは項目にも入ってないだろうし、小型ポンプ車の紀北町から注文した設備の中での、当然、条件の中での入札ということですから、当然、逆にいうたら下取りは、新しい車は下取り、確かにあるかわからんけど、15年も経ったら、逆に処理代、今、我々も車が

古いと処理代をとられるような時代ですよ。

だから、そのような中で、15年も経ったら廃棄と言うたけども、下取りもしないよと、できないよというような車と理解していいんでしょうかね。そこだけ確認だけ。

瀧本攻議長

水谷危機管理課長。

水谷法夫危機管理課長

入江議員どうもありがとうございました。ごめんなさい。入江議員のおっしゃるとおりです。以上です。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑については分割しませんので、歳入歳出についての質疑となります。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

10番 玉津充君。

10番 玉津充議員

6ページの収入、歳出も同じことになるんですけど、この海区漁業調整委員会の委員補欠選挙の件なんですが、これは今朝のですね、新聞報道を見てましたら、選挙を無投票になるというふうに報道されとったと思うんですが、その辺との関連ですね。もしそれが事実でそういうことになるのであれば、この予算は要らなくなるのかというようなこと。

それから、この海区漁業調整委員というのは、なかなか皆さんどういふ仕事をするのか、どういふ役割があるのかということが、わかりにくいと思うので、1つこの委員会の役割とですね、それから定員、これは三重県ですから、三重県でどういふ定員で、どういふ区分けになっているのか、選挙区ですね、その辺の説明をお願いしたいと思います。お願いします。

瀧本攻議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

議員おっしゃるとおりですね、この海区漁業調整委員の補欠選挙につきましては、6月6日、昨日ですね、告示されまして、立候補の届け出を受け付けましたけれども、結果としては立候補者がなかったということですね、無投票という結果になりました。ただ、今回の補正予算につきましてはですね、仮に執行された場合に、費用が発生しますので、そういうことから今回、上程させていただきました。

ただですね、これがまったく要らないかということにつきましてはですね、選挙につきましては、事前の準備がございまして、その準備に費用がかかるということがございまして、実際にですね、例えばハガキ等の購入とか、そういったものを行っていますので、額は多くはありませんが、費用が発生するということですので、この費用につきましてはですね、三重県のほうから交付される金額がですね、確定次第、減額の補正をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、海区漁業調整委員会委員の概要でございますけれども、この委員会につきましてはですね、漁業に関する事項の処理にあたる行政委員会ということでですね、都道府県のほうに設置するということになってございます。

海区漁業調整委員会ですね、海面ということで、三重県が全県がですね、1つの海区というふうなことで定められておりまして、そこでですね、いろいろな調整をするというふうな業務でございます。

委員につきましてはですね、全体で15名の方がみえます。そのうちですね、公選の委員が9名、それから学識経験者が4名、それから公益代表が2名ということでございまして、任期は4年ということでございます。実際ですね、今回の任期につきましては、28年、今年ですね、8月14日に満了するということでございまして、この後ですね、本選挙が8月、例年ですと8月の初旬ですかね、に行われるということでございますので、その準備

にとりかかるということでございます。

以上でございます。

瀧本攻議長

玉津充君。

10番 玉津充議員

公選の、15人の委員のうちの公選の9人、これが選挙で選ばれるわけですね。三重県という表現だったんですけども、この9名のいわゆる地方区というたらええんかな、全体で選ぶのか、地域で地方区みたいな人選になっているのか。その辺を教えてください。

瀧本攻議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

これは区域はですね、1つの区域、三重県全体が1つの区域ということでございます。

瀧本攻議長

いいですか。

ほかに質疑をされる方はありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

瀧本攻議長

次に、報告案件に入ります。

お諮りいたします。

4件の報告案件については、提案者から提案理由並びに内容の説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、報告案件4件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、4件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第2号 平成27年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります、平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）でお認めいただきました繰越明許費につきまして、総額2億1,930万8,900円を、平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告第3号 平成27年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてでございますが、平成27年度紀北町水道事業会計予算につきまして、5,000万円を平成28年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号 専決処分の報告についてであります、平成28年3月30日、午後0時15分ごろ、道瀬地内の国道42号古里トンネル南側において、議会事務局職員が運転する公用車が、前方を走行中、急停止した相手方車両に追突し、損傷させる事故が発生しました。本年5月10日、損害賠償額を4万7,960円として、和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告についてであります、平成28年4月15日、午後0時42分ごろ、三重県松阪市朝田町交差点において、海山リサイクルセンターの廃棄物運搬業務を委託している有限会社尾鷲環境開発社員が運転する町所有のトラックが、停車中の相手方車両に追突し、負傷及び車両を損傷させる事故が発生しました。そのうち物損事故につきまして、本年5月25日、損害賠償額46万2,364円として、和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

今後このような事故が発生しないよう、引き続き事故防止のための対策に努力してまいります。

以上、4件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、報告第2号及び報告第3号の詳細につきましては、担当に説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

瀧本攻議長

続いて各報告案件の内容の説明を求めます。

まず、報告第2号についての内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、報告第2号をご説明させていただきますので、議案書の33ページをご覧ください。

報告第2号 平成27年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第7号）第2条及び平成27年度紀北町一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成28年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、34ページの平成27年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明をさせていただきます。

この繰越明許費につきましては、本年3月議会定例会におきまして、一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）により、繰り越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成28年度に繰り越した歳出予算の経費について、繰越計算書を調製しましたので、ご報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1列飛ばしまして翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により平成28年度に繰り越した事業は、第2款・総務費、第1項・総務管理費では、高度情報化推進事業で5,201万1,000円、地方創生加速化交付金事業で5,818万1,000円でございます。

第3款・民生費、第2項・老人福祉費では、地域医療介護施設整備費助成事業で3,200万円でございます。

第5款・農林水産業費、第2項・林業費では、県単林道改良事業で1,432万2,600円でございます。

第3項・水産業費では、海岸保全施設整備事業で630万円でございます。

第7款・土木費、第2項・道路橋りょう費では、町道維持補修事業で500万円でございます。

第3項・河川費では、急傾斜地崩壊対策事業で1,053万3,800円でございます。

第4項・港湾費では、港湾施設整備事業負担金で143万500円でございます。

第8款及び第1項ともに消防費では、消防機械器具整備管理事業で200万円でございます。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費では、国補林道災害復旧事業で3,753万円でございます。

以上、10事業、合計いたしますと、平成28年度への繰越額は2億1,930万8,900円となり、その財源につきましては、未収入特定財源として国県支出金1億3,685万5,000円及び地方債の990万円で、一般財源は7,255万3,900円でございます。

以上で、報告第2号 平成27年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

次に、報告第3号についての内容の説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、報告第3号について、ご説明いたします。

議案書の35ページをお願いいたします。

報告第3号 平成27年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

平成27年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成28年6月7日提出

紀北町長 尾上壽一

36ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、表でございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、事業名、海野小池地区配水管布設替工事、予算計上額5,000万円、支払義務発生額0、翌年度繰越額5,000万円、左の財源内訳でございますが、国庫補助金0、企業債0、工事負担金200万円、損益勘定留保資金等4,800万円、不用額0、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額0、説明、当初計画していた工事個所に近接した場所で漏水が発生し、施工範囲を拡大した結果、実施設計に時

間を要したため。これにつきまして、もう少し説明を加えさせていただきます。

施工場所は、中ノ島地区から海野トンネルを抜けて左下にある小池地区でございます。当地区の配水管は、昭和50年に布設しており、法定耐用年数40年間が経過しております。以前から漏水がたびたび発生しておりまして、漏水修繕のため断水が必要な工事となる状況でございました。

当初の施工予定計画範囲に隣接した個所にも漏水が発生するなど、施工範囲を広げて実施設計を行ったため、当初の予定より時間を要し、設計、工事施工などの工程に遅れが生じたことが原因でございます。

総延長は1,494.8m、6月1日現在の状況でございますが、配水管の布設替、各家庭に引き込む52箇所の給水管の切り換え等を修理をしております。

以上で、報告第3号 平成27年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

それでは、質疑を終了いたします。

日程第11

瀧本攻議長

日程第11 報告第2号 平成27年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

瀧本攻議長

日程第12 報告第3号 平成27年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

瀧本攻議長

次に、報告第4号及び第5号については、基本的には、議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないこととされていますが、先ほどの説明において、内容等に不明確な点があれば、再度説明を求めるということで、発言を許したいと思います。

それでは、報告第4号についての発言をされる方はありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、発言を終わります。

次に、報告第5号について、発言される方はありますか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、発言を打ち切ります。

これで4件の報告案件についての質疑を終了し、聞き置くこととします。

瀧本攻議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で自席にて暫時休憩いたします。

委員会付託表を配付してください。

(午前 11時 18分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 20分)

瀧本攻議長

お諮りいたします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、付託案件の審査については、明日8日、水曜日は、教育民生常任委員会。

9日、木曜日は、総務産業常任委員会の開催ということですので、開催時間は、いずれも午前9時30分からの開催となりますので、委員会の運営については、各委員長において取り計らってくださるようお願いいたします。

瀧本攻議長

本日はこれにて散会いたします。

(午前 11時 20分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 8 年 9 月 6 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 入江康仁